

東京都薬局物価高騰緊急対策支援金実施要綱

制定 令和 5 年 7 月 1 2 日付 5 保医健薬第 1 2 号
一部改正 令和 6 年 1 月 1 7 日付 5 保医健薬第 2 2 9 4 号

（目的）

第 1 条 本事業は、物価高騰に直面する都内薬局の負担軽減を目的とする。

（実施主体）

第 2 条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

（事業内容）

第 3 条 都内に開設している薬局（健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に定める保険薬局に限る。）の開設者に対し、物価高騰に対応するための支援金を交付する。

（その他）

第 4 条 本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。